

2025 大阪・関西万博での催事開催に向けた 地域共生社会推進事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、2025 大阪・関西万博（以下「万博」という。）での催事を大阪の福祉分野の様々な活動のすそ野を広げる契機とし、万博のレガシーとして活動の活性化を図っていくことを目的に「地域共生社会推進事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

企画提案公募参加者は事業の趣旨を踏まえ、以下記載の事項を遵守の上、提案してください。

本事業は「令和7年2月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。

予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。

1 事業名

2025 大阪・関西万博での催事開催に向けた地域共生社会推進事業

(1) 事業の趣旨・目的

万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を大阪で実現していくことを目標に、賑わいを生むパフォーマンス、先進的な取組事例の紹介等を通じて、子どもや高齢者、障がい者を支える大阪の福祉分野の様々な活動を万博でPRするとともに、今までにそうした活動に取り組んでいる方々の思いをさらに高め、地域での活動のすそ野を広げる契機とし、万博のレガシーとして活動の活性化を図っていきます。

(2) 事業概要

大阪府内の 43 市町村と連携した「大阪ウィーク（春・夏・秋）」の一環として、令和7年9月14日（日）、9月15日（月・祝）に万博会場（大阪ヘルスケアパビリオンリボーンステージ及びメッセのイベントスペース）で催事を開催します。催事の企画及び運営に加え、開催に向け、参加する団体との調整や催事内容のブラッシュアップ、万博会場外でのリハーサル、万博協会等への各種申請等の催事に向けた準備、催事に関する PR 等広報も実施します。

○万博会場での催事の具体的な内容は、以下の通りです。

- ・ 福祉団体とその取組みに共感した企業等とのつながりにより地域共生に向けた社会課題解決に取り組んでいる先進的な事例の発表
- ・ 地域で生き生きと活動する子どもや高齢者、障がい者団体によるダンスや楽器演奏等の発表、ブース出展

(3) 委託上限額

22,420,000 円（税込）

2 スケジュール

令和7年 2月19日（水）	公募開始
令和7年 2月26日（水）	説明会開催
令和7年 3月 5日（水）	質問受付締切
令和7年 3月21日（金）	提案書類提出締切
令和7年 3月下旬頃	選定委員会（予定）
令和7年 4月上旬頃	契約締結・事業開始（予定）
令和8年 3月31日（火）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の代表構成員が有していればよい。）

（1）次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用者若しくは入札代理人として使用する者

（2）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（3）府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

（4）府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近

- 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 令和5年4月1日からこの公示の日までの間に、プロポーザル方式の企画・提案型の業務（選定委員会等による選定を経て契約締結する業務）を地方自治体から受託し、誠実に履行を完了した実績を有していること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (8) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
- イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
- ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (9) 府を当事者の方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和7年2月19日（水）から令和7年3月21日（金）正午まで

イ 配布方法

大阪府福祉部福祉総務課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o090010/expo2025-chiikikyosei_proposal.html) からダウンロードしてください。

※窓口・郵送による配布は行いません。

ウ 受付期間

令和7年2月19日（水）から令和7年3月21日（金）正午まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

エ 受付場所

大阪府福祉部福祉総務課企画グループ

住 所：大阪市中央区大手前3-2-12 大阪府庁別館6階

電話番号：06-6941-0351（内線2413）

オ 提出方法

書類は必ず事前に受付場所に電話連絡の上、持参してください。（郵送による提出は認めません。）

力 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

※副本には会社名等提案者を類推できる記載は行わないでください。

ア 応募書類

- ① 応募申込書（様式1：1部）
- ② 企画提案書（様式2：正本1部、副本10部）
- ③ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本10部）
- ④ 事業実績申告書（様式4：正本1部、副本10部）
- ⑤ 共同企業体で参加の場合
 - ・ 共同企業体届出書（様式5：1部）
 - ・ 共同企業体協定書（写し）（様式6：1部）
 - ・ 委任状（様式7：1部）
 - ・ 使用印鑑届（様式8-1、8-2：1部）
- ⑥ 誓約書（参加資格関係）（様式9：1部）

イ 添付書類（正本1部を提出してください）

（共同企業体はすべての構成員分を提出してください）

- ①定款又は寄附行為の写し（1部）（原本証明してください）
- ②法人登記履歴事項全部証明書（1部）（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ③納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの）
 - ・大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ※大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ④財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・株主資本等変動計算書
- ⑤障害者雇用状況報告書の写し（1部）※令和6年6月1日時点
 - a 常用雇用労働者数が40.0人以上の事業主の場合
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）
 - b 常用雇用労働者総数が40.0人未満の事業所の場合
 - ・「障がい者の雇用状況」（様式10：1部）
- ⑥ひとり親家庭の親の雇用状況に関する報告書（様式11：1部）

⑦生活困窮者自立相談支援機関利用証明書（様式 12：1 部）

（3）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

（4）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（5）その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ 1 セットずつ A4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「2025 大阪・関西万博での催事開催に向けた地域共生社会推進事業」企画提案書
株式会社〇〇（法人名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

（1）開催日時

令和 7 年 2 月 26 日（水）午後 2 時から午後 3 時まで

（2）開催方法

対面またはオンライン（Microsoft Teams）

※オンライン参加の場合は別途視聴 URL をご連絡します。

（3）開催場所（地図参照）

福祉総務課会議室（住所：大阪市中央区大手前 3-2-12 大阪府庁別館 6 階）

（4）申込方法

ア 参加申込書（様式 13）に、参加事業者名、参加者職・氏名、連絡先を記載の上、電子メールでお申込みください。

※電子メールアドレス：fukusokikaku1@gbox.pref.osaka.lg.jp

イ 「件名」の始めに「【説明会申込：2025 大阪・関西万博での催事開催に向けた地域共生社会推進事業】」と明記してください。

ウ 口頭、電話または FAX による申込みは受け付けいたしません。

エ 会場の都合により、来場の場合は応募者 1 者につき 2 名までお願いします。

オ 説明会では質問を受け付けません。

質問がある場合は下記「6 質問の受付」の方法により提出してください。

（5）説明会への申込期限

令和 7 年 2 月 25 日（火）正午まで



6 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年3月5日（水）正午まで

(2) 提出方法

電子メールアドレス : fukusokikaku1@gbox.pref.osaka.lg.jp

- ア 企画提案公募質問書（様式14）に事業者情報、質問内容を明記の上、電子メールで送付ください。
- イ 電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。
- ウ 件名に「【質問提出：2025大阪・関西万博での催事開催に向けた地域共生社会推進事業】」と明記してください。
- エ 送信後、必ず電話連絡（06-6941-0351（内線2413））をお願いします。
- オ 質問への回答は大阪府福祉総務課ホームページに掲示し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日

時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
事業目的及び事業内容の理解・計画性	◆事業目的及び内容に関する理解・知識が十分にあるか。(10点) ◆事業計画の実行性が高く、計画的に構築されているか。(10点)	20点
事業実施体制	◆全体の実施体制が実施可能となっているか。 ・配置人員等実施体制、スケジュール	10点
提案内容の効果・実現性	下記の項目について、委託業務の目的を踏まえて、具体的な取組内容のもと、効率的・効果的な実施が見込めるか。 ◆万博会場における催事の企画(10点) ・国際的な催事にふさわしいオープニング、クロージングとなっているか。 ・福祉分野の催事にふさわしいスタートアップを選定しているか。 ・司会者等魅力的な人材を活用し、発信力のある企画となっているか。 ・本催事の内容に共感する民間企業等から物品等の協賛を募っているか。 ・屋外会場という特性を理解した雨天時にも実現可能な催事内容となっているか。 ◆催事に向けた事前準備(13点) ・福祉関係団体の特性を踏まえた発表内容としてブラッシュアップが可能か。 ・各種申請など必要な手続きを踏まえているか。 ・民生委員・児童委員が参加するデジタル作品について、実現可能な提案となっているか。 ◆事前のリハーサルの実施(5点) ・参加する団体にとって効果的なリハーサル(時期、場所)を提案できているか。 ◆催事に関するPRの実施(4点) ・入場事前予約が必要な万博会場という特性を捉えた効果的なPR手法となっているか。 ・会場内を周遊する来場者を引き付ける仕組みとなっているか。 ◆万博催事の運営(25点) ・多くの団体が入れ替わり発表する2会場での催事であること、警備や誘導、ブース出展等の催事全体の運営として実現可能性が高い人員配置となっているか。 ・9月の屋外会場での催事であり、高齢者や障がい者が多く参加する催事であることを踏まえた提案か。 ・各種ガイドライン等を踏まえ、多言語対応やユニバーサル対応ができるか。 ・催事内容の撮影及びアーカイブ配信について適切に検討しているか。	57点
府施策との整合	◆常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用雇用者40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。(1点) ◆ひとり親家庭の親を雇用(扶養控除申告書、特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書等により把握している者)しているかどうか。(1点) ◆生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画である「自立支援計画」を作成した者を雇用しているかどうか。(1点)	3点
価格点	◆次の計算式により得点を算出する(小数点以下切り捨て) 満点(10点) × 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合 計		100点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府福祉総務課ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/o90010/expo2025-chiikikyosei_proposal.html）において公表します。
- 応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 - *品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
 - ② 全提案事業者の名称 *申込順
 - ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ
 - ④ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める事。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式15）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付

しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証した小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。